

I

第5次綾部市総合計画

序 論

1 総合計画策定の趣旨	7
2 社会動向	8
3 前総合計画の成果と現状	12
4 市民の意識	16
5 総合計画の役割と構成	21

1 総合計画策定の趣旨

綾部市は、平成22年に市制施行60周年の節目を迎えました。この間、昭和48年の「総合基本構想」から平成12年の「第4次総合計画」まで、まちづくりの基本指針となる総合計画を順次策定し、それぞれの時代要請に応じた将来展望を掲げながら市政運営を行ってきました。

今日の社会動向は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、急成長の望めない経済、地域主権を始め改革が迫られる国・地方制度の仕組み、巨額な国・地方の債務残高など、各分野において様々な問題が顕在化し、持続可能な社会構築という点で決して楽観視できる状況にはありません。

このような中、新たなスタート台に立ち、綾部市のまちの姿を思い描く時、市民の暮らしや市街地・農村集落、産業・経済、市財政など、様々な分野における課題と可能性を見据え、戦略的なまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

このため、第5次綾部市総合計画は、社会動向の変化を踏まえ、綾部市の更なる発展に不可欠な政策課題に対応する新たな総合計画として策定します。



市街地

2 社会動向

我が国を取り巻く社会動向は様々な変化を見せており、綾部市の将来に大きな影響を及ぼすものとして、特に次の動向を重要視する必要があります。

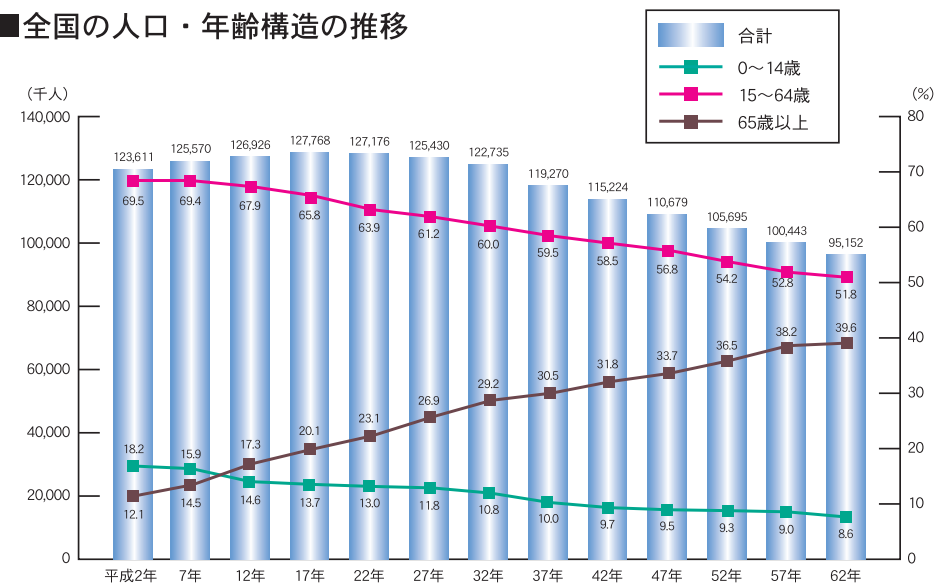
1. 人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成22（2010）年の1億2,718万人の人口は、平成32（2020）年1億2,274万人、そして、平成62（2050）年には1億人台を下回る9,515万人にまで減少するとされています。

また、少子化傾向が続く一方、高齢化も進行し、平成22（2010）年では、年少人口は1,648万人（総人口に占める割合は13.0%）であるのに対し、高齢者人口は2,941万人（同23.1%）となっています。

やがて3人に1人が65歳以上という極端な少子高齢社会を迎え、医療・福祉等の社会保障関係に限らず、経済の低迷やコミュニティの弱体化に伴う地域社会全体の活力の減退など、幅広い分野に影響を及ぼすことが懸念されています。

■全国の人口・年齢構造の推移



※平成17年までは国勢調査。平成22年からは国立社会保障・人口問題研究所の推計人口

2. 過疎化の進行と地域活力の低下

全国的に人口減少と少子高齢化が急速に進行する中、中山間地域や農村集落は更に深刻な状況にあります。若者流出・超高齢化、農林地の荒廃、コミュニティの衰退など、過疎化や地域活力の低下に歯止めがかからず、廃村の危機が懸念されている所もあります。

自然豊かな森林、里山・田園地域の存在は、災害の抑止や安全な食料・電力供給、環境・水の保全等に大きく寄与しています。その結果、都市住民も含め国全体が安全・安心に暮らすことができるということを改めて認識する必要があります。

一方、田舎暮らしやスローライフなどへの志向の高まりを受けて、都市から農村への移住や交流居住といった形での動きも見られます。



過疎・高齢化が進む農村集落

3. 経済・雇用環境の変化

人口減少社会を迎え、経済の高度成長や拡大が期待できない中、グローバル化や産業構造の転換に加え、米国発の世界的経済危機を背景とした景気の低迷など、地域経済や雇用を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

また、近年の農林業を取り巻く環境の変化や公共事業の縮減は、第1次産業の担い手不足、建設業の経営悪化など、地域経済に深刻な影響を及ぼしています。

一方、終身雇用制度や年功序列の賃金体系が崩れ、パートや派遣社員、フリーターが増加するなど雇用・就労環境が大きく変化しています。貧困、格差の問題も指摘されて

おり、特に若年労働者を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

さらに、人口減少による地域経済活動の縮小への打開策の一つとして、交流人口の拡大や特徴のある産業振興への取組が進むのに伴い、都市間競争による地域格差が顕在化する状況が見られます。



あやべ就職フェア

スローライフ:「スロー」をキーワードにした、自然と調和したゆったりとした時間の流れを楽しむ生活。

4. 情報化の進展

インターネット等の情報通信技術の飛躍的な進歩とパソコンや携帯電話等の情報通信機器の急速な普及により、事業活動や働き方、消費行動や日常生活など、ライフスタイルや社会経済システム全体が大きく変化しています。

一方、行政の情報化や地域の情報化が進展する中、情報基盤の整備水準や情報機器に関する知識・操作能力等における情報格差の拡大や情報通信技術を悪用した犯罪の社会問題化などが懸念されています。

地域の情報化は、市民生活、事業活動、教育など様々な分野における課題解決に新たな可能性を持っています。また、都市と地方の時間的距離を短縮し、過疎集落等での定住人口の増加にもつながる有効な解決策となり得るものと期待されています。



ホームページで情報発信

5. 環境問題の顕在化

生態系の変化、記録的猛暑、頻発する集中豪雨等の異常気象など、世界各地で起こっている地球温暖化が原因と思われる環境問題のほか、身近で起こる生活環境の汚染や廃棄物問題がクローズアップされています。

環境問題の深刻化は、市民一人ひとりが原因者となる日常生活や経済活動に起因する問題です。地球市民の一員として大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済行動から脱却し、二酸化炭素に代表される温室効果ガスの削減やごみ減量化などの積極的な取組が求められています。



最終処分場に集められたごみ

また、持続可能な社会の実現には、自然エネルギーの活用や^{*}地産地消を基本とする食料自給率の向上などが課題となってきました。

また、持続可能な社会の実現には、自然エネルギーの活用や^{*}地産地消を基本とする食料自給率の向上などが課題となってきました。

地産地消: 地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。

6. 厳しい財政状況

地方財政は、景気低迷に伴う地方税収の落ち込みや景気対策などのための地方債の増発等により借入金残高が大きくなっています。今後、その元利償還が財政運営を圧迫することが懸念されており、地方財政の状況は、依然として厳しさが続くものと見込まれます。

多くの地方自治体では、^{*}三位一体改革に際し地方交付税が大幅に削減されたことなどにより、今や歳出の削減努力だけでは住民の暮らしを支えることが困難な状況が見られます。また、高齢化と人口減少の同時進行や金融危機に端を発した世界的な景気低迷が地域経済にも影を落としています。

このため、地域の特性を踏まえた産業振興や雇用の創出を進め、医療や福祉といった基本的なサービスを確保していく上で、財政問題は極めて深刻なものとなっています。

三位一体改革: 国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しの3つを同時に進めることを内容とする国の改革方針。

3 前総合計画の成果と現状

第4次綾部市総合計画は「人・街・里が輝く市民都市・綾部」を都市像に掲げ、平成13年度から平成22年度までを計画期間として策定しました。

この中で、「綾部市ならではの優位性の発揮」「まちを担う人づくりと市民の自立支援」「長寿と元気のまちづくり」「山紫水明の自然環境の保全」「定住化と交流の促進」を重点的に取り組むテーマに設定し施策を推進してきました。

そして、10年間懸命に取り組んできた結果、全体としては概ね順調に推移し、一定の成果をあげることができました。

1. 綾部市ならではの優位性の発揮

我が国最初の^{*}世界連邦都市宣言やエルサレム市との友好交流を行ったまちとして、イスラエルとパレスチナから遺児を招き、交流の中から和平実現を目指す中東和平プロジェクトの実施や世界連邦宣言自治体全国協議会の活動など、平和を希求する全国自治体の中で先導的な役割を果たしています。

また、舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道、JRの山陰本線と舞鶴線が交差する交通の要衝地であることや美しい自然、豊かな農村の環境等をいかし、交流・定住化の取組や企業誘致などに努めています。

さらに、^{*}水源の里条例の制定を始め、全国水源の里連絡協議会の設立、全国シンポジウムの開催など、地域住民と共に多様な振興策を進め、過疎集落の再生や活性化に取り組んでいます。

このように个性的で存在感のあるまちとして、その優位性を発揮しながら、「平和」や「水源の里」等を中心に全国に向けて情報発信を続けています。



中東和平プロジェクトに参加したイスラエル・パレスチナの子どもたち

世界連邦都市宣言：全世界の人々と共に永久平和の確立を目指す世界連邦運動の趣旨に賛同する地方自治体が宣言するもの。綾部市は、全国に先駆けて昭和25年10月に宣言。

水源の里条例：存続が危機的状況に直面している集落を水源の里と位置付け、過疎化に歯止めをかけ、地域の振興と活性化等を図るために制定した条例。

2. まちを担う人づくりと市民の自立支援

京都府内トップクラスの子育て医療費助成制度の創設や保育と教育を一元化する^{*}幼稚園の開設・運営など、将来を担う子どもたちに対する手厚い支援を行っています。

教育面では、地域の教育力の強化や少人数学級の推進に努めているほか、ふるさとに誇りを持たず教育の推進、特別支援教育支援員や学校サポーターの配置、放課後子ども教室の開設、東部地域にお



地域の人とふれあう園児

ける小学校統合、学校施設の耐震補強や中学校体育館の建替え、更には大学等の入学支度金支給制度の創設など様々な施策を推進してきました。

また、市民の自立支援という点では、上林地域振興支援センターの開設やあやべボランティア総合センターの運営支援等による市民活動促進のほか、コミュニティFMの放送エリア拡大、インターネットホームページの開設、^{*}パブリック・コメント制度の導入等による市民の行政参加促進を図っています。

さらに、介護予防・支えあい活動を行う地域福祉活動グループの活動や自主防災組織の編成等に対する支援のほか、地域自主運行バスによる移動手段の確保への支援など、市民の自立した地域活動の促進に努めています。

幼稚園：質の高い保育及び教育を目指して、養護と教育を一体化させた保育を行う施設。

パブリック・コメント制度：国や地方自治体において基本的な政策を定める場合に、事前に内容を公表し、広く住民に意見や提言等を求め、それらを政策に反映できるかどうか検討した上で決定する制度。

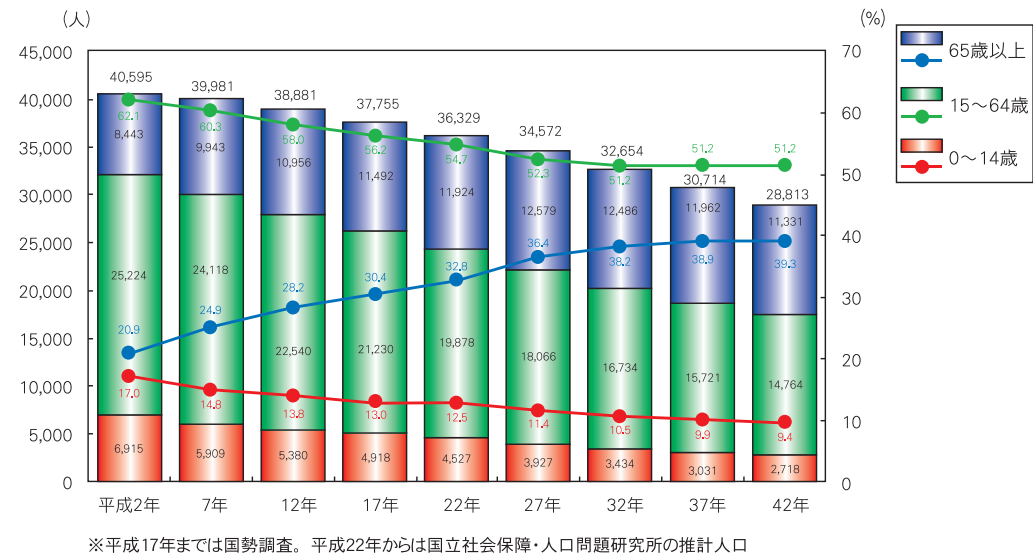
3. 長寿と元気のまちづくり

市民の健康づくりの拠点として、保健福祉センターや*（株）水夢を中心に各種事業に取り組んでいます。また、気軽に実践できるウォーキングを通じた市民の健康づくり運動や生活習慣病の予防のための特定健康診査、レディース検診、がん検診、各種予防接種を実施しているほか、人間ドック総合健康診断や妊婦健康診査に対する補助など、健康づくりと保健予防に向けた多様な施策を展開しています。

綾部市立病院は、順次拡張整備を行い、高度医療機器の導入とあわせ診療機能の充実を図っており、自治体病院として全国有数の健全経営を行う地域の中核的病院として大きな役割を果たしています。

一方、本市の少子高齢化の状況はますます進行しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成22（2010）年は、年少人口4,527人（総人口に占める割合は12.5%）、生産年齢人口19,878人（同54.7%）、高齢者人口は11,924人（同32.8%）となっています。平成32（2020）年には、年少人口3,434人（同10.5%）、生産年齢人口16,734人（同51.2%）にまで減少し、高齢者人口は12,486人（同38.2%）になるとされています。

■綾部市の人口・年齢構造の推移



（株）水夢: あやべ健康プラザの運営等を行う第3セクター。
環境基本条例: 豊かな環境を保全するとともに、快適な環境を創造し次代へ引き継ぐために制定した条例。
水源の里条例: 存続が危機的状況に直面している集落を水源の里と位置付け、過疎化に歯止めをかけ、地域の振興と活性化等を図るために制定した条例。

4. 山紫水明の自然環境の保全

*環境基本条例や環境基本計画等に基づき、綾部市環境市民会議、上林川を美しくする会等の市民団体や事業所などと連携し、環境保全対策として、水質・大気等の監視や不法投棄撲滅に向けての多様な環境保全活動を活発に展開しています。

クリーンセンターでは、ごみの固形燃料化とこれを利用した発電を行い、環境に配慮したごみ処理を実施しています。また、リサイクル推進員によるごみ再資源化の活動やごみ減量キャンペーンの実施のほか、資源回収の取組や古紙回収用保管庫設置に対する支援、リユースショップの開設など、資源循環型社会の実現に向けた取組を進めています。

さらに、公共用水域の水質保全に重要な下水処理においては、公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業等により、計画的に水洗化区域を拡大しています。



上林川を美しくする会の「川と水を考えるシンポジウム」

5. 定住化と交流の促進

あやべ桜が丘団地やあやべ桜の里への定住促進に努めるほか、農村都市交流を担う窓口として里山ねっと・あやべをNPO化し、里山交流研修センターを中心に様々な交流イベントを展開しています。

また、過疎高齢化の影響で地域の伝統行事やコミュニティの維持・存続が困難になりつつあった集落の再生を目指して、*水源の里条例を制定し、定住や住宅整備に対する補助、定住住宅の建設等に取り組んでいます。



あやべ桜が丘団地

さらに、周辺の集落でも、田舎暮らし疑似体験、空き家見学ツアーなど、様々な取組を展開したほか、それぞれの地域において、地元住民が主体的に交流イベントや農業体験、農家民泊など「農」をテーマにした取組を実施しており、交流人口やUターン者の確保につながっています。

一方、本市の人口は、出生数の減や若年層を中心とした都市部への流出等により、平成7（1995）年国勢調査で39,981人、平成12（2000）年38,881人、平成17（2005）年37,755人と減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成22（2010）年36,329人、平成32（2020）年32,654人、平成42（2030）年には28,813人にまで減少するとされています。

4 市民の意識

綾部市の各種施策に対する満足度や必要度などについて、市民の意識や意向を把握するため市民アンケートを実施しました。アンケートでは、日常生活環境など7分野について、5段階評価でたずね、平均点で表しました。

必要度が高い一方で、満足度は低いという項目ほど市民の求める施策として優先度が高いと分析した場合、「就業機会」「若者支援」「街のにぎわい」「商業振興」「観光振興」「商業施設」「農林水産業振興」などの項目が上位を占めています。また、市民の満足度、必要度を分野別に見ると次の結果となりました。

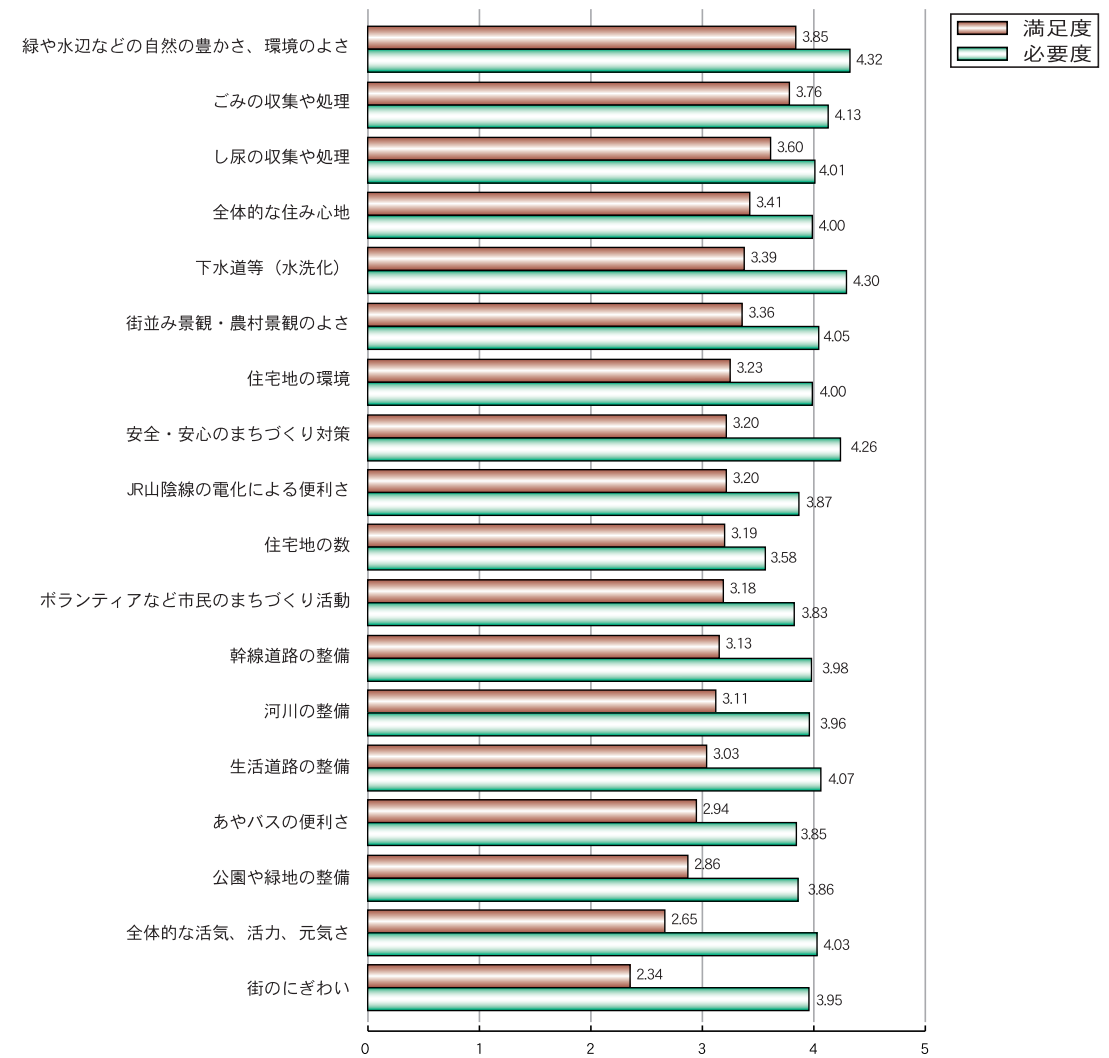
	項目	満足度	必要度
1	働く場や就業の機会	2.52	4.27
2	若者の支援体制	2.66	4.07
3	街のにぎわい	2.34	3.95
4	商業振興の施策	2.80	3.88
5	観光振興の施策	2.80	3.86
6	商店街等商業施設	2.82	3.97
7	農林水産業振興の施策	2.86	3.88

※5段階評価の平均点



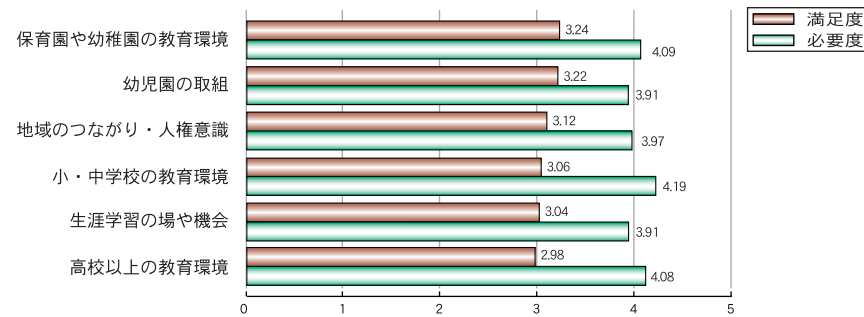
日常生活環境

- 満足度では、「自然の豊かさ、環境のよさ」「ごみの収集や処理」「し尿の収集や処理」などが比較的高い評価となっています。「街のにぎわい」や「全体的な活気、活力、元気さ」などは全体を通してかなり低い評価となっています。
- 必要度では、全体的に必要な度が高い項目が多く、特に高かったのは、「自然の豊かさ、環境のよさ」「水洗化」「安全・安心のまちづくり対策」などで、満足度の低かった「全体的な活気、活力、元気さ」や「街のにぎわい」などの項目についても高くなっています。



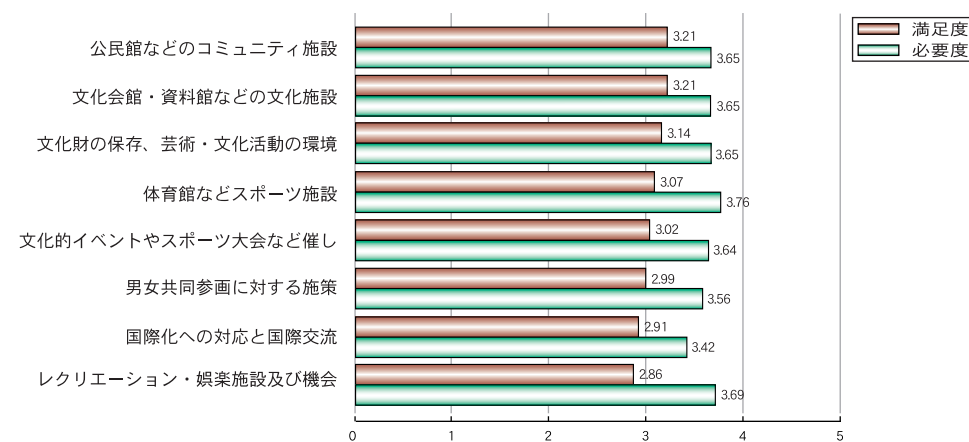
教育環境

- 満足度では「保育園、幼稚園の教育環境」「^{*}幼稚園の取組」などが比較的高くなっています。一方、「高校以上の教育環境」は低い評価となっています。
- 必要度では、「小・中学校」「保育園・幼稚園」「高校以上」の教育環境に対する必要度が特に高くなっています。



文化・スポーツ活動等

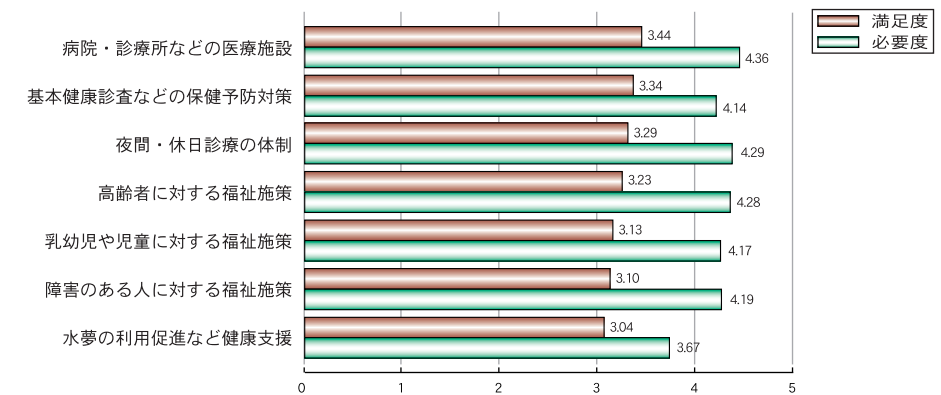
- 満足度では、「公民館」「文化会館、資料館」などが比較的高いものの、「レクリエーション・余暇・娯楽施設」は低い評価となっています。
- 必要度では、他の分野と比べると全体的に低くなっています。



幼稚園：質の高い保育及び教育を目指して、養護と教育を一体化させた保育を行う施設。

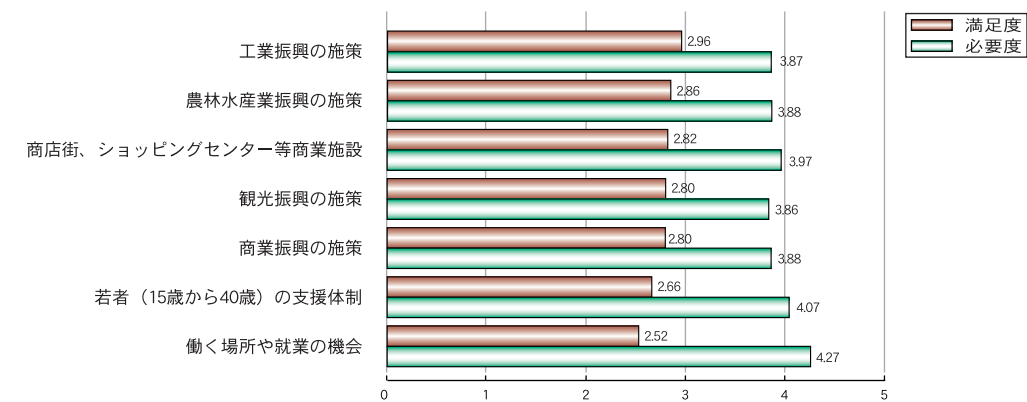
保健・福祉環境

- 満足度では、「病院・診療所などの医療施設」「保健予防対策」「夜間・休日診療の体制」など、医療、保健の項目の評価が比較的高くなっています。
- 必要度では、満足度で比較的高い評価のあった「医療施設」「夜間・休日診療の体制」のほか、「高齢者、障害のある人、児童」に対する福祉施策や「保健予防対策」が高くなっています。



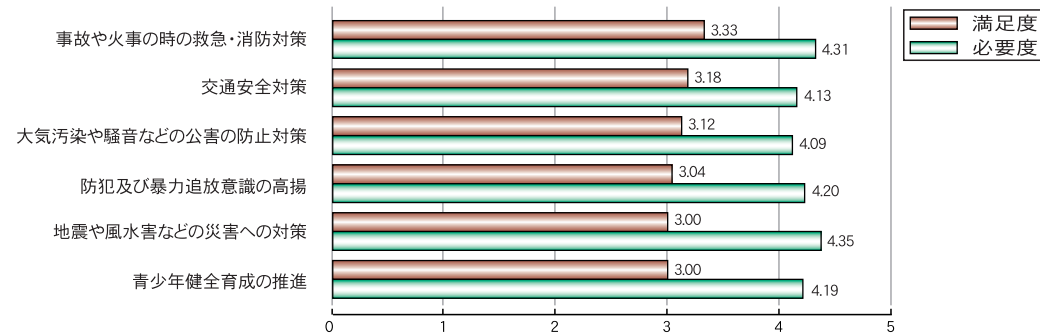
産業・就労環境

- 全体的に満足度の評価が低く、特に「若者の支援体制」や「働く場所や就業の機会」が低くなっています。
- 必要度では、特に満足度が低い「働く場所や就業の機会」「若者の支援体制」や「商業施設」が高く、「農林業」「商業」「工業」「観光」の振興施策は同程度となっています。



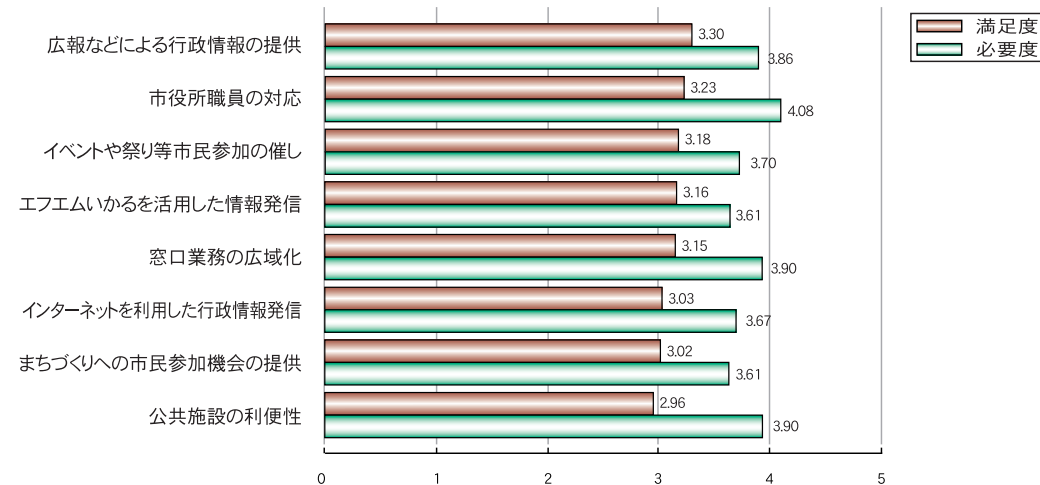
安全・安心

- 満足度では、「救急、消防対策」「交通安全対策」などの項目が比較的高い評価となっています。
- 必要度では、全体的に高いものとなっており、「災害への対策」「救急、消防対策」が特に高くなっています。



行政サービス

- 満足度では、「行政情報の提供」や「市役所職員の対応」などが比較的高くなっています。
- 必要度では、「市役所職員の対応」「窓口業務の広域化」「公共施設の利便性」「行政情報の提供」などが比較的高くなっています。



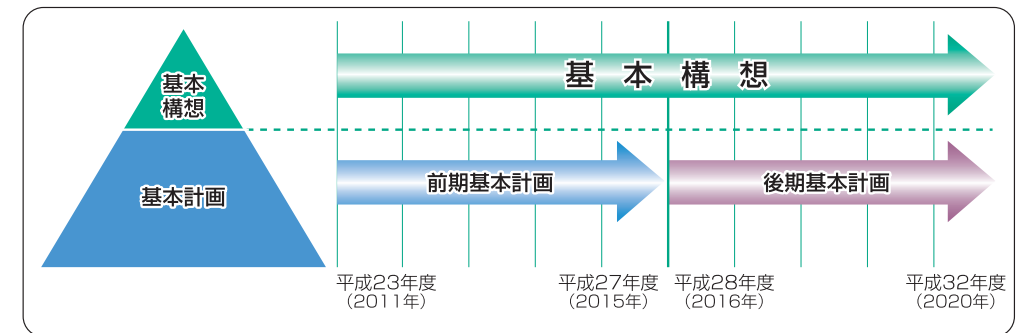
5 総合計画の役割と構成

1. 計画の役割

第5次綾部市総合計画は、社会動向の変化や綾部市の諸課題に的確に対応し、長期的な展望を踏まえて目指す将来都市像を描きながら、これを市民と共に実現するための基本方針として策定するものです。

2. 計画の構成と期間

- 第5次綾部市総合計画は基本構想と基本計画で構成します。
- 基本構想は、まちづくりの目標となる綾部市の将来都市像を明らかにし、その実現に向けた施策の大綱を定めるものです。計画期間は平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間とします。
- 基本計画は、将来都市像を実現するための主な施策を定めるものです。計画期間は前期と後期に分け、前期基本計画を平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの5年間とします。その後の社会経済情勢の変化を踏まえ、後期基本計画を策定します。

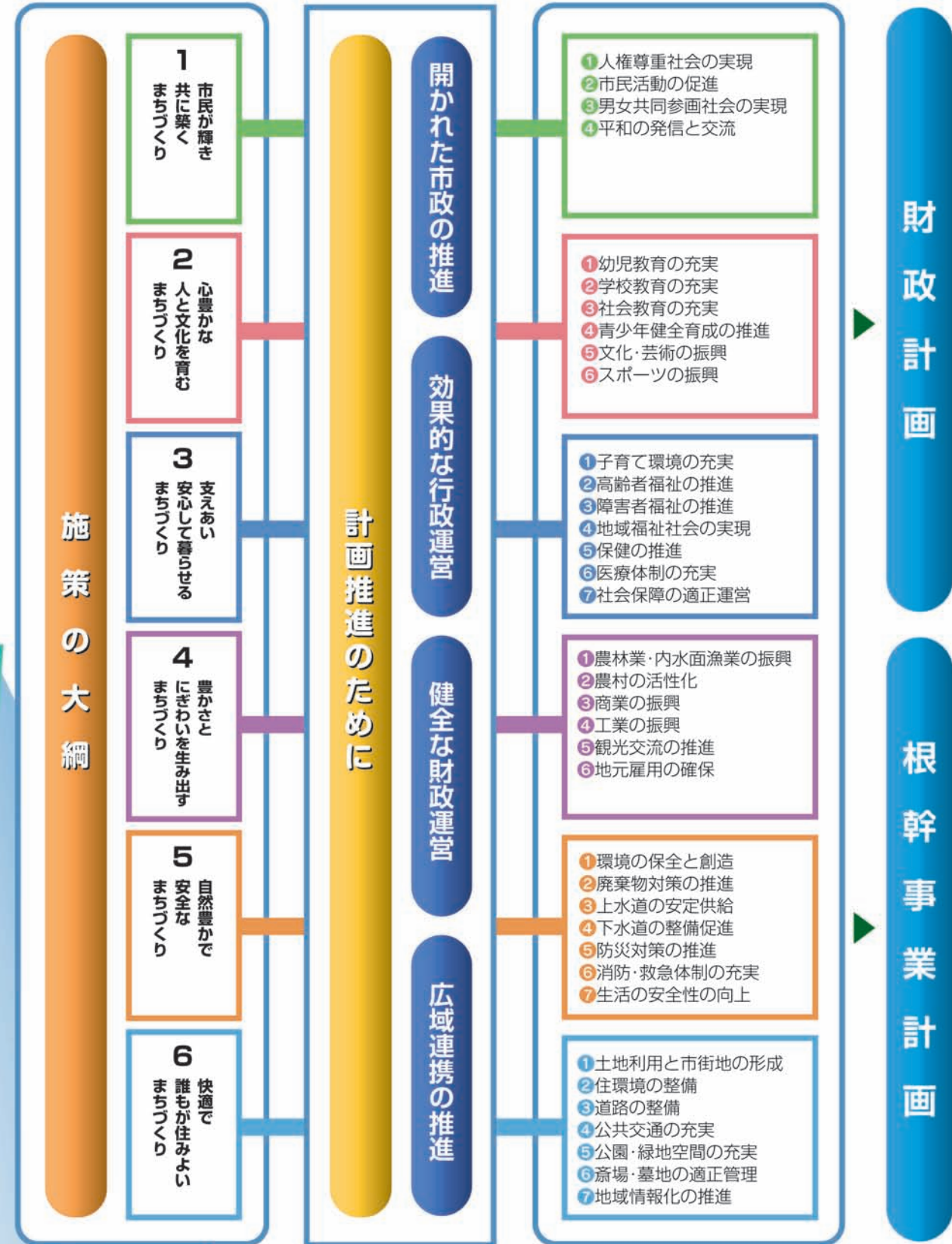


基本構想・基本計画の展開図

基本構想



基本計画



都市像実現のための基本的な視点

- (1) 存在感のあるまちづくり
- (2) 自主・自立のまちづくり
- (3) 計画的・効果的な行政運営

基本的な枠組み

人口	平成32年推計値 33,000人程度
土地利用の基本方向	
●市街地地域 ●里山・田園地域 ●自然環境地域	

重点課題

- (1) 少子高齢化への対応
- (2) 産業振興による雇用確保
- (3) 次代を担う人材の育成
- (4) 農村集落の活性化と街なかの再生
- (5) 市民生活における安全・安心の確保